

B 1 - 7 2

5 年 保 存 ( 常 )  
( 令 和 9 年 12 月 31 日 まで )

F N . B 1 - 1 0 - 0  
鹿 生 企 第 6 7 号  
令 和 4 年 3 月 9 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長  
担 当 銃 刀 ・ 危 険 物 係 TEL

銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出制度の適正な運用について ( 通 達 )

銃砲刀剣類所持等取締法 ( 昭 和 33 年 法 律 第 6 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。 ) 第 29 条 の 規 定 に よ る 申 出 に つ い て は , 「 銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 第 29 条 の 規 定 に よ る 申 出 制 度 の 適 正 な 運 用 に つ い て ( 通 達 ) 」 ( 平 成 31 年 4 月 8 日 付 け 鹿 生 企 第 212 号 。 以 下 「 旧 通 達 」 と い う 。 ) に よ り 運 用 し て き た と こ ろ で あ る が , 銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 令 和 3 年 法 律 第 69 号 。 以 下 「 改 正 法 」 と い う 。 ) の 施 行 に 伴 い , 下 記 の と お り 一 部 改 正 し た の で , 事 務 手 続 に 誤 り の な い よ う に さ れ た い 。

な お , こ の 通 達 は 令 和 4 年 3 月 15 日 か ら 施 行 し , 旧 通 達 は 令 和 4 年 3 月 14 日 限 り 廃 止 す る 。

## 記

### 1 申出の範囲

#### (1) 趣旨及び内容

改正法による改正後の法第3条第1項において、都道府県公安委員会の所持許可を受けた場合等を除き、原則として所持が禁止される銃砲若しくはクロスボウ ( 以 下 「 銃 砲 等 」 と い う 。 ) 又 は 刀 剣 類 は , 人 を 殺 傷 す る 能 力 を 有 す る 危 険 物 で あ る こ と か ら , 所 持 許 可 の 基 準 等 に 適 合 し な い 者 が こ れ を 所 持 し た 場 合 に は , 凶 悪 犯 罪 に 悪 用 さ れ る お そ れ が あ る の み な ら ず , 付 近 の 住 民 に 著 し い 不 安 感 を 与 え , 県 民 の 安 全 ・ 安 心 に 対 す る 重 大 な 脅 威 と な る 。

そ こ で , 付 近 住 民 等 の 不 安 感 の 解 消 を 図 る と と も に , 所 持 許 可 の 基 準 等 に 適 合 し な い 疑 い が あ る 者 に 関 す る 情 報 ( 以 下 「 疑 義 情 報 」 と い う 。 ) を 早 期 に 把 握 し , 銃 砲 等 又 は 刀 剣 類 に よ る 危 害 を 防 止 す る た め , 法 第 29 条 で は , 何 人 も , 付 近 に 居 住 す る 者 等 で 銃 砲 等 又 は 刀 剣 類 を 所 持 す る も の が , そ の 言 動 等 か ら 当 該 銃 砲 等 又 は 刀 剣 類 に よ り 人 の 生 命 , 身 体 等 を 害 す る お そ れ が あ る と 思 料 す る と き は , 都 道 府 県 公 安 委 員 会 に 対 し , そ の 旨 を 申 し 出 る こ と が で き る こ と を 規 定 し て い る 。

#### (2) 解釈

ア 法第29条第1項中「同居する者」とは、同一の住居で日常生活を共にしてい

る者で親族には限られないが、「同居」とは法第5条第5項の「同居の親族」と同じ概念である。

具体的には、同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしている全くの別世帯とみなされるものは、同居とは認められないが、家計は別でも食事や入浴等は共にしているなど共同生活の実態がある場合には同居と認められると考えられる。

イ 法第29条第1項中「付近に居住する者」とは、申出の対象者の近くに居住する者をいい、その範囲は社会通念により判断される。

ウ 法第29条第1項中「勤務先が同じである者」とは、通常勤務している場所が同じである者をいう。ただし、申出制度の趣旨が自らの「身近」に銃砲等又は刀剣類の所持者がいることに係る不安感の解消等にあることに鑑みれば、例えば、同一の建物内にある別会社に勤務している場合や同一の会社法人であるが支店が異なる場合は「勤務先が同じ」には当たらないと考えられる。

エ 法第29条第1項中「他人の生命，身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し，又は自殺をするおそれがあると思料する」とは、銃砲等又は刀剣類を所持させることが他人の生命，身体，財産や公共の安全に対する脅威を与えること又は自殺のおそれがあると思われる事情があれば足り、欠格事由に該当することについて、客観的・合理的な根拠があることまでは要しない。

オ 申出は、許可を受けて銃砲等又は刀剣類を所持する者に係るものに限られず、例えば、指定射撃場の設置者など、許可を受けずに銃砲等又は刀剣類を所持する者に係るものも含まれる。

カ 申出とは、進んで申し出る行為を意味するところ、例えば、警察が調査をした際に把握した疑義情報の全てが法第29条の規定による申出に該当することにはならない。調査の際に聴取した情報については、情報が提供された際の経緯に着目し、積極的に情報が提供された場合には、その他の要件を満たせば申出に該当すると認められる。

また、そうでない場合でも住民から申出として処理してほしいとの意思があるか否かにより、判断することとする。

### (3) 警察安全相談や苦情の申出との関係

銃砲等又は刀剣類を所持する者に関し、警察に対して提供される情報は、必ずしも法第29条の規定による申出である旨を明示した形で寄せられるわけではなく、警察安全相談や警察法（昭和29年法律第162号）第79条の苦情の申出等の形でなされることも想定される。

そこで、これらの相談や苦情の申出等への対応に際しては、提供された情報の内容を実質的に判断し、法第29条の規定による申出に該当するものであれば、警察安全相談等の担当部門による警察安全相談等としての処理に加えて、銃砲等又は刀剣類の行政担当部門による同条に従った適切な処理も行わなければならない。この場合、当該行政担当部門による処理が必要な事項は、次に該当するものなどである。

- ・ 当該相談等が、法第29条の申出の要件を充足しているか否かの判断
- ・ 法第29条の申出であった場合、申出としての受理

- ・ 申出人や近隣等への詳細な事情聴取
- ・ 法第29条第2項に規定する「適切な措置」の実施
- ・ 鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への報告

## 2 申出の方法

申出の方法については、県民の利便性に配慮した柔軟な運用を行うことがその制度の趣旨にかなうものであり、文書、口頭その他適当な方法により、申し出ることができるもので、法令による様式は定められていない。したがって、方法の如何にかかわらず、全体の内容から判断して申出に該当すると認められるものは、申出として受け付けること。

- (1) 法第29条の規定に基づき、文書により申し出ようとする者には、次に掲げる事項を記載した申出書を提出させること。
  - ア 申出人の氏名、電話番号及び住所又は勤務先
  - イ 申出の対象者の氏名等対象者の人定に関する事項
  - ウ 申出の趣旨
  - エ その他参考となる事項
- (2) 口頭による申出を受け付ける場合には、(1)の事項を聴取するよう努めること。
- (3) 全体の内容からして申出に該当するものであれば、Eメール、ファクシミリその他適当な方法による申出も受け付けること。

## 3 申出の手続

### (1) 受付の体制

銃砲等又は刀剣類所持の許可権限が公安委員会にあることから、公安委員会を宛先としているが、できる限り住民にとって申出をしやすい環境を整備し、疑義情報を早期に把握して銃砲等又は刀剣類による危害を防止するため、申出は、警察本部及び警察署はもちろんのこと、交番、駐在所等に対してなされたものであっても、法第29条の規定による申出として取り扱うものとする。

### (2) 公安委員会に対する報告

生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター（以下「許可センター」という。）は、自ら直接受け付けた申出のほか、警察本部の他の所属や警察署、交番、駐在所等において受け付けた申出全てについてその整理に当たるとともに、速やかに公安委員会に対する報告を行うこととする。

## 4 申出の処理

### (1) 調査等の公安委員会への報告

許可センターは、公安委員会を補佐するため、必要な調査及びその結果を踏まえた適切な措置を行うとともに、その結果を公安委員会に報告することとする。

「必要な調査」とは、申出の内容により異なるものの、例えば、次に挙げる調査内容等が考えられる。

- ・ 申出を行った者から、申出の詳細な内容等を聴取すること。
- ・ 申出の対象となった者の粗暴な言動が問題となっている場合に、近隣住民や、必要に応じて家族から平素の振る舞いについて聞き取り調査を行うこと（法第13条の2）。
- ・ 申出の対象となった者がアルコール中毒者の疑いがある場合に、病院への照

会を行うこと（法第13条の2）。

- ・ 申出の対象となった者が自殺をするおそれがある場合に、必要に応じて本人に病院への通院の有無等を報告させること（法第12条の3）。

また、「適当な措置」とは、申出に対する調査の結果により異なるものの、例えば、次に挙げる措置等が考えられる。

- ・ 実包等を保管委託するよう行政指導を行うこと。
- ・ 所持許可に条件を付すこと（法第4条第2項）。
- ・ 危害予防上必要な措置を執るよう指示すること（法第10条の9）。
- ・ 立入検査を行うこと（法第10条の6第2項）。
- ・ 所持許可を取り消すこと（法第11条）。
- ・ 銃砲又は刀剣類の提出を命じ、これを保管すること（法第13条の3第1項）。

等が考えられる。

## (2) 銃砲等管理業務への入力

許可センターは、3(2)で整理に当たった申出に係る疑義情報のうち、調査を行った結果、事実がないと分かったものを除き、申出を受け付けた日時、申出対象者を管轄する警察署名及び申出の概要を、銃砲等管理業務に係る管理ファイルへ登録するものとする。

## (3) 処理結果の通知

公安委員会からの申出人に対する回答は義務付けられているものではないが、申出人に対して調査の結果を通知することが適当な場合もあり得ると考えられる。

個別具体の事例に即し、申出の対象者や調査に協力した者等の信用、名誉、プライバシー等への配慮の必要性や通知した場合の影響等を総合的に勘案し、適切に判断すること。

## 5 他の都道府県公安委員会の管轄区域内に居住する対象者に関する申出の取扱い

法第29条の規定による申出の対象者が他の都道府県公安委員会が管理する都道府県警察の管轄区域に居住する場合は、当該申出者に対し、管轄公安委員会を教示の上、改めて管轄公安委員会に申出をしてもらうこととなるが、申出処理の円滑化を図るために、当該申出の処理に当たる管轄公安委員会に対し、当該申出について連絡すること。

## 6 申出に係る情報の取扱い

申出を行った事実が申出の対象者等に知られ、新たなトラブルが発生することがないように、申出人の氏名その他その特定に資する事項に係る情報の取扱いには慎重を期すこと。

## 7 法第29条の規定による申出に該当しない情報の処理

申出の対象者が「同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲等又は刀剣類を所持するもの」に該当しない場合や申出人が匿名のためにこの要件に該当するかが判断できない場合には、当該申出は法第29条の規定による申出には該当しない。ただし、このような場合であっても、銃砲等又は刀剣類所持者に関する疑義情報については、その全てを許可センターにおいて集約・整理し、法第29条の規定による申出に準じ、誠実に処理すること。

## 8 関係書類の作成及び送付要領等

許可センターが直接受け付けた申出については、申出受付票（別記第1号様式）を作成の上、申出受付簿（別記第2号様式）に登載し、また、警察本部の他の所属や警察署（交番，駐在所等を含む。）において申出を受け付けた場合は、申出取扱票（別記第3号様式）を作成し、送付書（別記第4号様式）により、許可センターへ送付するとともに、申出取扱簿（別記第5号様式）に登載し、取扱状況を明確にしておくこと。

## 9 その他

- (1) 法第29条に規定する申出制度の趣旨，概要等について，その取扱いに誤りがな  
いよう，全職員に対して必要な教養をすること。
- (2) 法第29条に規定する申出制度の実効性を高めるため，ミニ広報紙等による積極  
的な広報活動を行い，申出制度の存在や方法の県民への周知を図ること。

別記

第1号様式（8関係）

### 申 出 受 付 票

（ 許可センター ）

受 付 月 日	年 月 日 ( )		
受 付 担 当 者	(所属, 官職, 氏名)	所属長	
		確認印	
申 出 人 の 住 所 , 氏 名 等	住 所 : 職 業 : 勤 務 先 : 氏 名 : ( 歳 ) 電 話 番 号 :		
対 象 者 と の 関 係	<input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> 付近居住者 <input type="checkbox"/> 同一勤務先の者		
申 出 の 方 法	<input type="checkbox"/> 申出書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
対 象 者 の 住 所 , 氏 名 等	住 所 : 職 業 : 勤 務 先 : 氏 名 : ( 歳 ) 電 話 番 号 :		
申 出 の 内 容			
備 考			



## 申 出 取 扱 票

（ 課・隊・警察署）

取 扱 年 月 日	年 月 日 ( )		
取 扱 担 当 者	(所属, 官職, 氏名)		所属長
			確認印
申出人の住所, 氏名等	住 所 : 職 業 : 勤務先 : 氏 名 : ( 歳) 電話番号 :		
対象者との関係	<input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> 付近居住者 <input type="checkbox"/> 同一勤務先の者		
申 出 の 方 法	<input type="checkbox"/> 申出書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
対象者の住所, 氏名等	住 所 : 職 業 : 勤務先 : 氏 名 : ( 歳) 電話番号 :		
申 出 の 内 容			
備 考			

第4号様式（8関係）

第 号  
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

（ 所 属 長 ）

印

送 付 書

年 月 日， から，銃砲刀剣類所持等取締法第29条

第1項の規定に基づく申出を取り扱いましたので、下記のとおり関係文書を送付します。

記

送付書類

申出取扱票

申出書

その他（ ）

